



令和7年4月から 家庭ごみ収集日を一部変更します

◆問合せ先◆ 廃棄物管理課 ☎33-3131(内線 1131)

市では現在、「資源物」と「燃やせないごみ・キケンごみ」の収集を同じ曜日に行っています。「燃やせないごみ・キケンごみ」は、月に1度・第2週もしくは第3週に収集し、「燃やせないごみ・キケンごみ」の収集日以外の週に「資源物」を収集しています。

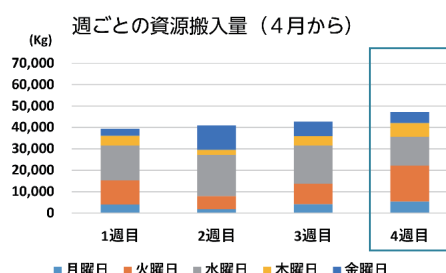
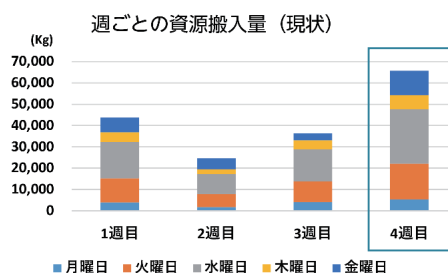
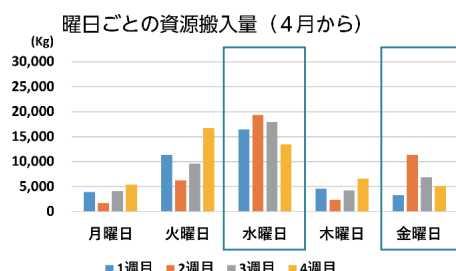
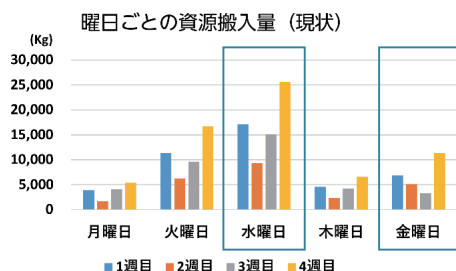
市内全域で第2週もしくは第3週に「燃やせないごみ・キケンごみ」の収集を行っていることで、「燃やせないごみ・キケンごみ」の収集日の翌週には、2週間分の大量の「資源物」が排出されています。それにより、リサイクルセンターの作業量に偏りが生じ、ごみ処理経費の増加にも影響しています。特に夏場は資源物の量が多く、当初の予定での処理が困難になるほどの量が排出されることもあり、安定した処理に不安を抱えている状況です。

そこで今年4月から、市内全域の「燃やせないごみ・キケンごみ」の収集日を、これまでの「第2週もしくは第3週」から、「第1週から第4週」に変更することで、「資源物」の量を一定程度均等にすることとしました。

今回の変更により、リサイクルセンターでの安定的かつ適正な処理を長期的に継続することが可能となり、ごみ処理経費の増加が抑制され、将来的な「資源物の無料収集」の継続が可能となります。皆様のご理解とご協力を、お願いします。



右のグラフは、現在の資源搬入量と4月からの資源搬入量を、「曜日ごと」、「週ごと」で比較しています。今回、リサイクルセンターでの週当たりの最大処理量を平準化する目的で、現状で最も搬入量が多い水曜日の不燃収集日を変更します。なお、試算では水曜日だけでは平準化に至らなかったため、金曜日の不燃収集日も変更することとしました。その結果、現状では4週目が突出している週ごとの資源搬入量が、4月からは平準化されることがわかります。





地区別ごみ・リサイクル収集日程表



■ 4月から変更となる地域 ■

カレンダー 番号	ごみの種類別収集曜日				収集地域	
	燃やせるごみ 生ごみ	燃やせないごみ 及び 危険ごみ	資源物			
②	月・木 (週2回)	第3水	第1・2・4・5 水		恵南・緑町・幸町・恵み野西・文京町・美咲野・ 牧場・盤尻	
		新 第1水	新 第2・3・4・5 水			
③	月・木 (週2回)	第3金	第1・2・4・5 金		黄金中央・黄金北・大町・柏陽町	
		新 第1金	新 第2・3・4・5 金			
⑤	月・木 (週2回)	第2水	第1・3・4・5 水		本町・有明町・恵央町	
		新 第3水	新 第1・2・4・5 水			
⑥	月・木 (週2回)	第2金	第1・3・4・5 金		末広町・栄恵町・京町・新町・福住町	
		新 第4金	新 第1・2・3・5 金			
⑧	火・金 (週2回)	第3水	第1・2・4・5 水		駒場町・恵み野南	
		新 第2水	新 第1・3・4・5 水			
⑪	火・金 (週2回)	第2水	第1・3・4・5 水		白樺町・泉町・桜町・漁町・島松本町・南 恵庭駐屯地・恵み野里美・中恵庭(上山口・ 中央の一部)・島松広域(南島松・西島松・ 中島松・下島松の一部)	
		新 第4水	新 第1・2・3・5 水			

■ 変更がない地域 ■

カレンダー番号	ごみの種類別収集曜日			収集地域
	燃やせるごみ 生ごみ	燃やせないごみ 及び 危険ごみ	資源物	
①	月・木 (週2回)	第3火	第1・2・4・5 火	戸磯・黄金南・和光町・柏木町・北恵庭駐屯地
④		第2火	第1・3・4・5 火	相生町・住吉町・中島町・北柏木町
⑦	火・金 (週2回)	第3月	第1・2・4・5 月	島松寿町・島松仲町・島松駐屯地
⑨		第3木	第1・2・4・5 木	恵み野東
⑩		第2月	第1・3・4・5 月	島松東町・島松旭町・島松柏台
⑫		第2木	第1・3・4・5 木	恵み野北
⑬	木 (週1回)	第2月	第1・3・4・5 月	農村東（漁川より千歳側）
⑭	金 (週1回)	第3水	第1・2・4・5 水	農村西（漁川より札幌側）・島松沢

※年末年始はごみの収集が休みのため、1月の「燃やせないごみ及びキケンごみ」は収集する週が変わる場合があります。その際は市広報などでお知らせします。

